

令和 7 年度

福島町議会
定例会 6 月会議

令和 7 年 6 月 1 9 日 (木)

議会提出議案

福島町議会

令和 7 年度福島町議会定例会 6 月会議 議会提出議案目次

番号	件 名	頁
発委 1	福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例	3
発委 2	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について	5
発委 3	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	7
発委 4	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について	10
発委 5	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について	12
発委 6	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	15
発委 7	令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について	17
発委 8	安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の提出について	20

発委第1号

福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例

福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月19日提出

提案者 福島町議会運営委員会
委員長 平 沼 昌 平

福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例

福島町議会基本条例諮問会議条例(平成22年福島町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所掌事項) 第2条 (略) (1)～(4) (略)	(所掌事項・職務) 第2条 (略) (1)～(4) (略) <u>2 諮問会議の委員は、次に掲げる職務を行うものとする。</u> <u>(1) 議長から諮問された所掌事項の調査審議を行うこと。</u> <u>(2) 本会議等(非公式で行われるものを除く。)に参画し、会議内容に関する意見を具申すること。</u> <u>(3) 福島町議会だより、福島町議会ホームページに関する意見を具申すること。</u>
(組織) 第3条 諮問会議は、委員 <u>10人</u> 以内で組織する。	(組織) 第3条 諮問会議は、委員 <u>13人</u> 以内で組織する。
(報酬) 第8条 諮問委員 <u>及び</u> 顧問に報酬を支給する。	(報酬) 第8条 諮問委員・顧問に報酬を支給する。 <u>ただし、第2条第2項第2号・第3号の職務については、報酬を支給</u>

2、3 (略)

(費用弁償)

第9条 委員、顧問が職務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 支給する旅費の額は、別表による。

3 (略)

別表

国内旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料

<u>車賃</u> (1kmにつき)	<u>日当</u> (1日につき)	<u>宿泊料</u> (1夜につき)		<u>食卓料</u> (1日につき)
		<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>	
37円	2,000円	14,800円	11,800円	1,000円

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。

しない。

2、3 (略)

(費用弁償)

第9条 委員、顧問が職務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、第2条第2項第2号・第3号の職務については、旅費を支給しない。

2 支給する旅費の額は、福島町議会議員歳費・費用弁償等条例（昭和40年福島町条例第19号）別表第2に定める額による。

3 (略)

別表 削除

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

発委第 2 号

令和 7 年 6 月 1 9 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める
意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第 1 7 条第 3 項の規定により提出します。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た平成 29 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年 9 月 20 日に同条約への調印・批准・参加が開始され、令和 3 年 1 月 22 日に発効しました。現在 94 か国が署名し、73 か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

令和 4 年 2 月 24 日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けています。

また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

令和 6 年 12 月 10 日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。

被爆 80 年を迎える今年こそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。よって、日本政府にはすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

（議決年月日）

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、外務大臣

発委第3号

令和7年6月19日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. 地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。
3. 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
5. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
6. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後

採用しないこと。

7. 会計年度任用職員においては今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
8. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
9. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
10. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
12. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども対策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助）

発委第4号

令和7年6月19日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など
教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など
教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が 2006 年に 1/2 から 1/3 に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1/2 へと復元することが重要です。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において 35 人以下学級が実現することとなり、26 年度からは中学校引き下げられる方針が示されていますが、高校については依然として「検討」にとどまっています。

今年度の文部科学省予算では、小学校の教科担任制および 35 人学級実現等の教職員定数改善が 5,827 人であるのに対し、自然減などにより 8,803 人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていません。早急に「30 人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

24 年 12 月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 13.66%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 8 番目に高い 17.59%（5.7 人に 1 人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

また、「高等学校等における就学支援金」の所得制限は撤廃されたものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度を拡大させていく必要があります。

さらに、小・中学校の不登校が 11 年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、この間の学習指導要領が改訂の度に内容が難しくなるとともに、教科書の頁数が増え子どもたちの負担になっていることが指摘されています。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について意見します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、

義務教育費国庫負担金の負担率を 1/2 に復元されるよう要請します。

2. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
3. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請します。
4. 小中高「30 人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35 人以下学級」拡大を求めます。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちの解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員をはかるとともに、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。
5. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかるよう要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

発委第5号

令和7年6月19日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての
子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、2023 年 3 月に「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」(以下、「指針(改訂版)」)を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が 55 市町村(25 年 4 月現在)あり、高校数は昨年度より 3 校減りました。「指針(改定版)」には、「1 学年 4～8 学級」とした学校規模の基準明示が削除となったものの、「5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 20 人未満」「地域連携校等で 5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 10 人未満」とした配置の基本的な考え方により、27 年度高校配置計画において南茅部高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しです。

また、25 年度から所得制限のない公立高校授業料の実質無償化が始まり、26 年度からは加算額が引き上げられることで私立高校授業料も実質無償化となる見通しです。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立校の定員割れとそれにとまなう統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても同様の現象が起こる懸念があります。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し、地域の教育や

文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2. すべての道内公立高校の学級定員を 30 人以下に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の 5 年間の年限を撤廃すること。
4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長

発委第6号

令和7年6月19日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の 充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

発委第7号

令和7年6月19日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法25条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024年に引き上げた50円で、道内の常用労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、60万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要です。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和7年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,126円」を下回らない水準に改善すること。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道労働局、北海道地方最低賃金審査会

発委第8号

令和7年6月19日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書
の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書

地方においては、人口減少が激しいうえ、昨今の急激な人件費の増加、エネルギー等光熱水費及び食材料や資材価格の高騰なども相まって、現在の医療機関、とりわけ公立病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがある。特に、これらの高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関に大きな影響が出ていることも事実である。

また、地域を守るためには、安定的な医療の確保は必要不可欠であります。診療報酬は全国一律であるのに対し、かかる費用、とりわけ医師をはじめ医療従事者の確保に要する費用は地域差があり、現在財政支援はあるものの、これですべて補うことは困難であることから、小規模自治体にとっては多大な負担となっている状況にある。

これらの状況の下、他の一般の分野では、価格転嫁という手法も取られるところであるが、公定価格により運営する医療機関は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬の設定が必要である。

よって、国においては、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう診療報酬のあり方をはじめ、地方財政措置の拡充、さらには、国による臨時的な補助制度の創設も含め、公立病院等への財政支援について、戦略的かつ継続的に対処するよう次の事項について強く要望する。

記

- 1 賃上げ並びにエネルギー、原材料及び資材価格の高騰に対する支援
- 2 医師をはじめとする医療従事者の確保に対する支援
- 3 地域の診療体制の維持に対する支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、
財務大臣、国務大臣（経済再生担当）